

今日の農業・農村問題における

現代直系家族の諸問題

田代洋一

(横浜国立大学経済学部)

一、論議の対象

専門家の皆様方を前にして概念論争をする気は勿論ございませんけれども、概念としては、石原邦雄さんの概念規定でよろしいのではないか、要するに、規範的な概念としての「現代農村直系家族」、「彼は『現代農家直系家族』と言っていますが、「現代農家直系家族」という形でもって今日の対象を詰めたらよいのではないか」ということあります。それから実態面の現象形態としましては、三代同居家族、それを具体的には指しているということである。頭のいい皆様方はすぐ概念と実態とはどう関連するのかというような論議もあるうかと思いますが、そういうことは避けて通らせてもらいたいと思います。

で、配りしてあります資料の一、二頁目の下のところに書いてあります。今日はお話し申し上げるのは、二つ枠を作っておりますのは夫婦になりますて、夫婦は片方は欠けてもかまいません。それから、類型の左の方に点線で書いていますが、これは世帯主がいないのに父母がいるということは形式論理からするとありえないのですが、うしております。今日お話しするような形、主として対象としていづのはこのEという概念、すなわち世帯主夫婦と後継ぎ夫婦がいるお宅、それからまたF・世帯主夫婦と後継ぎ夫婦とお孫さんがいる。あるいはG、お父さんお母さんと世帯主夫婦と後継ぎ夫婦とお孫さんがいる、こういうことを対象としているということでした。御承知のように、五十八年の農業調査の結果として大体F・G合わせて五十六・一パーセント、EはCと重なる可能性があるわけだがそれは極めてレア・ケースだとして、E・F・G合わせますと六十二・三パーセント、これが今日対象とする相手であるわけです。従いまし

図1 現代農村の家族類型

類型	A	B	C	D	E	F	G
父 母	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
世帯主		<input type="checkbox"/>					
後継ぎ			<input type="checkbox"/>				
孫				(24.5)	(6.2)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	12.5% 一世代		34.6% 二世代			56.1% 三世代比較	

現代家族直系家族 (62.3%)

て、圧倒的と言えないまでも三分の一はこういう形をとっている。そういうふく素朴なことをどう考えるのか、そういうことを考えてみたいと思うわけであります。

いうまでもなく、こういう形は農家のみに特有の形であるし、また特に東日本に多い形であり、それから一町五反以上層をとるならば七割から八割がそういう形をとっていると言つてよろしいかと思います。専業農家と兼業農家ということで言うならば第一種兼業農家が一番多い形であり、次いで第二種兼業農家、一番少ないのが專業農家である、そういう現象を対象としたい、ということあります。案内の葉書では「農村調査から」ということを申し上げてあると思います。私最近農村をあまり歩いておりませんので実はよく分からぬのですが、こういうテーマをいただいて、思い起こしたいくつかの例を、一体どうなつていいのだろうかということですまず最初にお話ししてみたいと思います。

二、農村を歩いて

(一) 宮城県米山町、秋田県大潟村—行き場を失った経営委譲者

まず、この中で何人の方は調査に行かれたことがあると思いますが、宮城県の米山町、色々複合生産組織で有名なところであります。私も米山町の二つの集落をかなり詳しく調査させていただきました。前から宮城県の農業公社等とはおつきあいがありますので、そういう形でもって調査させていただき、かつ村の農政の中心となる課長以下とは、一晩一緒に泊まり込んで色々と話しあった仲であります。ここでは御承知のように、米山町の方針として集落ごとに大体一つの生産組織を、大体五、六戸の後継夫婦、これを核に

して作っていく。従来と違った形は、当然稻作を共同処理するわけですけれども、同時に畜産等々を個別経営で作っていく。これが米山町の方針であるわけです。それで、こういう連中に農地を集積していくこうというのが彼らのなりであります。

このように、いわば一家の農地を全部世帯主ではない後継ぎ層が経営を任されて、五、六戸で集まつてそこで経営を始める。家へ帰ればそこで肥育牛だとか養豚だとかやつていて。また生産組織の中では今度は後継ぎの奥さん方が施設園芸を始める。色々な形でもって確かに複合経営的な農家がそこで展開していると言えるかと思います。ただ今日のテーマに即して言うと、ある一軒のお宅で、娘が弁当をもつて村の土木現場に通い出したので、何やつてるのかと思つたらその土木現場の男性と仲よくなつて、いつのまにか家に連れてきて結婚ちやつた。彼はかなり優秀な人間でして、色々まあ自分で全部作り上げちやう、そういう男であるわけです。そういうことでもつてめでたしめでたしでうまく後継ぎが見つかって、その養子として家に入った人が生産組織に加入した。非常に和気あいあいとした、みんなが集まつてきてこたつに入つて私どもの調査に応じてくれる、そういうような御家庭でありますが、ただおやじさんがちょっと席をはずしたときに、養子の人人がちょっと困つたという話で言いますのは、自分の義父が朝起きてくると、必ず「今日は何をするべいか」とつぶやくということをおっしゃるわけです。要するに、確かに経営権がそういう形で後継ぎに移つていて、しかもそこで生産組織という形でもつて一つの経営体が出来上つてきますと、逆におやじさんの方はやることがなくなつちやう。そこで朝起きると「今日は何をしようか」と必ずつぶやくので、こっちとしても非常に切

ないとおっしゃるのですが、そういう問題がおそらく山の場合あ

るのだろう、という気がするわけです。

それから生産組織のことについてどうかというと、この生産組織は三世代家族でないと参加できない組織であるわけです。別に「三世代家族でないと入れないよ」ということは一言も言ってないし、そんな規約も指導方針も何もないわけですが、結果的にはやはり三世代そろっていなければ、とうていこういう組織を作つてやっていくことは出来ないという構造がもう片方にはあるわけです。逆におやじさんに先立たれちゃったような家だと、生産組織にどうしても入りたくても、そういうことは事実上出来ないというような問題があるわけです。しかしながら、三世代いらっしゃる方では別の問題が起こっているということがありましてその辺はどう考えたらよいだろ。う。そう簡単に近代化路線でもって生産組織を作つてやっていけばよいということでは必ずしも済まないということの一つの現われかもしません。

それから、最近話題になるので秋田県の大潟村をちょっと取り上げてみたわけですが、大潟村といいますと御承知のように、旧来の「いえ」とか「むら」とかそういうものにはなじまない若い農業者を集めなんだと、農林省の文書にはっきりとそういう「なじまない」という言葉で書いてあるんですが、従つてそういう形でもって入植してくれる人はみんな生前贈与というか、事前に経営権を若い後継ぎに渡すといったことが条件になつたわけです。そういう人達がおやじさんをつれて、おやじさんといつてもまだ五十歳くらいでもつておやじになるわけですから、そういう人を連れて入ってくる。ここに老人クラブがすぐ出来るわけですが、老人クラブ

といつても五十年代で入らなければならん。その老人クラブの会長さんとのところに行って色々お話しを聞きましたら、一番最初に「この地球上に俺が小便出来る土地が一つもない」ということをおっしゃるわけですけれども、そういう形にやはりならざる得ない。ですから五十代から花を作つてみたり、女性でいえばまりを作つてみたり、そういう形になっていくわけです。大潟村というのは何なんだろかと考えますと、やはり「いえ」というものを解体する事の上に成り立った村であるだろう。当然おやじさんたちを同居人として連れてきますけれども、その間にはやはり革命というか断絶があるという形である。おやじさんは無用の長物であるということがあるわけです。ただその後継の人達、新しい経営者になった、後継ぎの人達の第二世代が、育つてきておりますから、そこでどんな問題が展開するかというのはこれはまた別のことでございますが、当面、現在について言いますと、私はたとえ三世代同居していたとしてもそれはやはり「いえ」の解体の上に成り立つていて「むら」である。「いえ」がなければ「むら」もないという感じがするわけだけれども、そういうところでもって、やはりああいう色々な問題、青刈り騒動から過剰作付、農地の返還の問題等々の色々な問題が起こっているというような感じがするわけです。そういうことを家族の問題としてどういうふうに考えてるかというのが、事例の一つ目です。

(二) 神奈川県一立ち上げる農村婦人たち

次に、私が勤め、住んでおります神奈川の事例をちょっと出させてもらいますと、ここでは農民組合をやっている若い人達の奥さん方、農民組合と言いましても今やむらの中では一番家格の高い、農

地所有でも一番大きい、そういう人達が農民組合に入ってくるといふか、農民組合の担い手であるわけですが、そういう農民組合の人達の奥さんがついに立ち上がりまして、「いちょうの会」という会を作つて活動を初めているわけです。とにかくこの会は、從来のようなお互いの愚痴をこぼしあつたりそういうことは一切したくない、亭主にそういうことをまかせておいていれば済むという時代ではなくなつたというのが彼女達の集まつた理由であるわけです。私などもそうですが、口では民主主義を唱えながら、実態としてはこういう農民組合の人達も大体家の農業の方はほとんど奥さんにまかしておいて外で飛び回つてゐるわけですが、奥さん同士も、亭主達は毎日のように会つて色々の相談をしているんだけれども、奥さんは同じ神奈川県に住んでいてもほとんど顔を合わせたこともなく、この会が出来てから初めて顔を合わせた、そういう人達と学習会などで話を聞いておりますとそこには色々な現象が出てくるわけで、それを二つばかり紹介したいとおもいます。

この「いちょうの会」に非常に綺麗な方が入つていらつしやるんですね。到底農家とは思えないというんで話を聞いてみると学校の先生をやつていらつしやるわけですね。家付き娘であるわけです。彼女は農家の出身であつて、養子さんをとつてその旦那の方は農業を一生懸命にやつていて、彼女は先生を続けている。だけど彼女は、自分は農業やってないけどともかく、農業のことは関心があるんだというわけで「いちょうの会」に出てきて堂々と話をする、そういう現象が出てきたわけです。

それから最近、これは磯辺先生などはずつと神奈川の県中部のいろんなむらを歩かれたわけですけど、ああいうむらむらで最近起

つてることは、一流大学を出て企業に勤めている、そういう若い三十代ぐらいの連中がたまたま職場で恋愛関係になつていざ結婚するとなつたら実は相手は神奈川の近郊の、資産価値にすれば何億という資産を持つてゐるそういう人の娘だったというようなことから、一流大学を出て一流企業に勤めているけれどもこれ以上勤めるか、それとも家の農業を継ぐかということでもつて、あつさりと会社を辞めて家の農業を手伝う、そういう人がけつこう増えてきているわけです。ある雑誌で後継ぎ問題についてちょっと書いてくれと言われて困つたもので、神奈川などのそういう運動をしてゐる人達に何人か集まつてもらいましたら、オーバーでなく大半がそういう人だつたということがあるわけです。だけど彼らも案外勝手な行動をとります。自分が後を継いだということになつて、彼としては農業を熱心にやるというんでちよつと駅前にこんもりとした山があつた。まわりの人からみるとせつかくあそこにちよつとした森があつていいなあと思っていたんだけれども、いつのまにかそこをぶどう園にするというんでその山の木を全部切っちゃつたというんで、何やつてんだろうという、そういうこともあるわけですけれども、一つの現象としてそういうことが起こつてゐるということになります。

また最近はそういう農家で専業で働く婦人達は、姑さんとの対立が家の中で起つてきますと、直ちに自分の亭主を連れて家を出ちやつて、アパートを借りてそこに住むわけです。農業はもちろんアパートから通つてやるわけですけれども、そうして何ヶ月か経つと舅・姑の方が世間体も悪くなつて、是非帰つてきてくれということになつてきますと今度は彼女の方が亭主を連れて堂々と凱旋してくる、というような形でもどつてきたりする。こういう形が神奈川な

なんかでもでている、こういう現象はどういうふうにとらえるのかといふことでありまして、まあ色々な見方があると思いますが、やはり規範としての直系制家族、実態としての三世代家族を解体する方向には実態は動いていない。やはりそのことを前提として色々なアクションが行なわれている。しかしそのアクションは、何か暗い、三世代家族、・直系制家族の中でもって嫁がいじめられているというような姿ではない形で事態は展開している。しかしそれは三世代家族を解体する方向には動いていないんじゃないかというのが、神奈川で考えた例であります。

(三) 広島県老人・婦人パワー(「ママさん牧場」)

三つ目に広島の例を出しておきました。私も何年か広島の農家に通つてみたわけですが、皆さん方お聞きになつたかも知れませんがここで「ママさん牧場」という制度を作つたわけです。実際に農業をし牛を飼っているのは奥さん方である、ということを県が奥さんを対象として事業を始めたということがあるわけです。広島の農家で聞いてみますと、ちょっと言葉は忘れてしましましたが、「いい嫁の来た家は必ずいい牛ができる」という言い伝えがあるわけです。で、今奥さんを対象に県が事業を始めたと言いましたが、これはある意味では、農水省の世界ではコペルニクス的な転換であるわけです。言うまでもなく、農地の所有権を持つていない、従つて色々な経済行為を実態としてすることが出来ない、そういう女性に金を貸すとか事業の対象にするとかいうことは有り得ない話であるわけです。勿論ですね、婦人会の方に補助金を出すとか色々な形があるでしょうが、具体的にそういう女性に対しても事業をやるとい

うことは、これは有り得ないし、あつてはならない話であるわけです。よく農協で女性の理事が非常に少ないとか、あるいは農業委員なんかだと女性の委員はほとんどゼロであるという、こういう実態があるわけですが、これはまあ根拠のあることとして、例えば農協理事になった場合に、その農協でもつてある人にお金を貸すという決断をする、あるいは貸したお金がこげついちゃうというような事が起つて来たときに、女性が責任を取れるかといいますと、財産権を所有していない女性は何の責任も取ることが出来ない。従つてこういう人間を理事にすることは出来ない。これはまあ、ある意味では当然であります。そういう事態の中で「ママさん牧場」という制度はある意味でそれをさらりとくぐり抜けちゃつたという点では、なかなか素晴らしいケースです。

結果的に、これは広島県の女性を非常に励ました。例えば広島に神石町という、神石郡の山の中のまた山の中という所がありますが、そういうところで御婦人方が「ママさん牧場」を始めて、だんだんそこから彼女たちは色々な共同作業を始めて、最後は牧草の共同作業まで始める、それに亭主たちを引きずり込んでいく、そういうことがあるわけです。そういう直系家族の中での女性の問題ということが静かな形でもつて提起しているのではないかという感じを受けたわけです。

(四) 佐賀県東与賀町

四番目に佐賀県の事例ですが、ここにいらっしゃる磯辺先生とか相川さんとか、佐賀平垣の農村状態には私より詳しい方が沢山いらっしゃるのですが、この佐賀の農村に限りませんが実態としては

世帯主は死ぬまで世帯主である。従つて相続は死後相続という形でしかないということあります。特に驚きましたのは、磯辺先生が若いときずっと追いかけていましたが、磯辺先生が若い時代には佐賀の中でも非常に先進的だったむらで、一挙に後継ぎの方三名ぐらいいが相続いで死んじゃったんですね。後継ぎといつても五十を越しておりますので、七十ぐらいの世帯主が五十の後継ぎの葬式を出さなければならない。そういう事態になつてくる。よくよく考えてみますとこの人一生世帯主になれなかつたのかと思うと哀れな感じがしてくるわけですけれど、そういう事態が佐賀なんかにはあるわけです。問題はそうなつて来ますと、これは佐賀県農試の人がおっしゃつてあるんですけれども、かつて先進的だったむらほど現在は停滞している。一体これは何なんだろうかということを農村のリーダー達はしきりと考え込んでいるわけです。

しかし私はそれをよくわかつておりますし、佐賀のような所でもってかつて世帯主層が若い時、たまたまそういう若い時からおやじさんが居なかつたのか等々でもつて極めて先進的な活動が出来た。それが農村として固まつて来た時には、死ぬまで世帯主が頑張つて以上到底そこから革新的な動きは出てこないだろうという感じがあるわけです。そういうなかでもつて、例えば東与賀農協などでは、愛妻預金といいまして、農協では施設園芸のうちの一割は奥さんの方の貯金名義にしていく。強制的に一割は奥さんに渡すという形で始めたわけです。愛妻の「妻」の年代が問題ですが、そういう問題を含みつつもこういう試みをやるわけです。

それから今年の農業白書の、「農村社会」の所で、農水省のでいうと一五七頁ですが、「佐賀県三日月町4Hクラブ」というところでも

つて、「旧来から団結親睦を図る『三夜待ち』という組織がある」とさりげなく紹介されております。「三夜待ち」これは一応宗教上の理由からとられてきたもので、要するに村落（集落）の中で大体同じような年齢層の人達が、自分達で勝手に集団を作つていく。そして月に一度ずつ、各家庭が待ち回りでもつて会費を出して、料理を出してそこで話合うというような形なのです。これは世帯主は世帯主で作つていいですし、後継ぎは後継ぎで作る、後継ぎでもはたちぐらいの人ははたちぐらいの人で作る。だけど彼らは家にいるのがうるさいもんでスナックを借りて「三夜待ち」だというように、何となく近代化しているわけですが、要するに気の合う、しかし同世代の人間たちでもつてそういう組織を作つて色々と話し合っている。その中でちょっと上の先輩が実は兼業に出ていたんだけれども、やっぱり農業をやりたくなつてもどつた、それを見て俺もたっぱりそういうじやないかとふんぎりをつける人もいる。酒と女の話だけかと聞くと、いや違うで、たまには非常に深刻なムードの話も出てくる。それと大半が兼業の人は会社の話、農業の人は農業の話ということでお互いに話が合わないこともあるけれど、お互いの話が見えるということもある。そういうことがあるわけです。社会学の専門の方はすぐお気付くなると思いますが、佐賀県の平坦農村は明らかに東北的な形でありますし、直系家族制が牢固として残つてゐる、そういう所であるわけです。それに対しましてこの「三夜待ち」という制度はよく考えてみますと、これはまあ西日本の年齢階梯制からの一定のチェック機能が働くのかなあという感じもしないではないわけです。この辺がどうなつていくかによつて、佐賀の農村も変わりうるだらうし変わらないかもわからない。そういう

う問題が一つ出て来ているということを、どういうふうに考えるのかということが、四番目の事例でございます。

(五) 大規模借地経営の継続者問題

五番目に、安城市の高棚や福釜の営農組合であるとか、富山県砺波市の若林農園等々の、かなり大規模な、賃貸借でもって借地経営を行う経営が出て来ているわけですが、問題はここで後継ぎ問題といふのがどういうふうになつていくのかということです。

例えば安城でいいますと、高棚の営農組合の指導者の方はもうとくにリタイアされておりまして、今は講演活動をされていますが、名刺をいただくとあるかなりの名の通った俳句の会を主宰しております。そういう形で第二の人生を送っている。高棚の場合おそれく息子に譲ったのでしょうか、福釜の場合は福釜の営農組合というのがあります。これに入っている方は大体一町から一町五反位の所有者の方四人程度です。しかしながらそこで一町から一町五反といいますと集落では最高の方達であります。その人達が自分達の田んぼを持ちあうと同時に、何十町という田を借りて経営を行うという形があるわけです。そういう形でもって一つの営農組合として出来てくる。彼らもだんだん歳をとってくると、別の所にもう一つの営農組合、第二営農組合が出来てくるという形をとってくる。高棚の場合にも第二営農組合ということを聞きますが、具体的にそれがどう展開して来ているかは私にはちょっとよく分かりません。

砺波の若林農園なんかもそうですが、若林農園の責任者の方の話を聞きますと、自分は五十過ぎたら、スポーツが好きだからスポーツ指導員にでもなつて、こういう仕事は辞めるんだとおっしゃるわ

けです。じゃ皆様方でやつてきた若林農園はどうするんですかと言いますと、これだけ何億という投資をして、トラクター・コンバイン等を揃えた規模の農業は自分の息子だから続けるとは限らない。この経営を運営していく能力、ということは金銭を運用していく能力は、必ずしも自分の子供が優れているとは言えない。そういう能力のある人間が出て来たら私は喜んで譲ります、ということをおっしゃるわけです。私は近代化論者じゃありませんし、またこういう例を紹介しますといろんなところから逆に批判が出て来て、ある農水省の会合でやりましたら、「いややっぱり若林農園なら若林農園の後継ぎが継いでいくのがよいのではないか」という御批判もあるわけですが、私は必ずしもそうは思いません。やはりこういう形態が育ってくれば、三十町の中でたかだかその家の所有が一町五反だということになつて来ますと、これはやっぱり違った形が当然生まれてくるだろう。むしろその方向のほうがいいだろうということも考えるわけです。

以上、「農村を歩いて」ということは、そういういくつかの私が「え」について考えるうえで関心した事例を脈絡もなくただ出してみただけのことであります。あとは専門外の人間の単なる話として聞いていただければよろしいかと思います。

三、問題の二重性

従いまして、問題は二重に出ているのだろうという感じがするわけです。一つは家族の問題、かつては一世代家族に固有の問題としての後継ぎ問題、それが変形したお嫁さんの問題が今出て来ているということがあるだろう。しかし今日の最大の問題は高齢化一世代

夫婦と、および三世代世帯家族問題としての高齢者問題、高齢化問題と、いうことが今の問題の焦点にやはりなっているのではないかと、いう気がするわけです。そして、日本の家族制小農経営といわれる、磯辺さん流の言葉で言いますと労働力が家族から内給される、そういう小農経営の問題がもう一つ焦点になっている。それは、非常に具体的な形では一体農地は流動化していくのかどうか、また農地の流動化の形態がどうであるのか、そのことが今小農経営の問題として大きく問われていることがある。今度農地利用増進法の改正と、いうことが行なわれますが、それはそういうところに関わってくることがあるわけです。

そしてこの家族の問題と、労働力が家族から内給される小農経営、この間をつなぐ問題として農地所有の問題があるだろう、という感じがするわけです。さしあたりその農地所有を「いえ」的な所有、「いえ」所有ということとしておきますけれど、まさにこの「いえ」所有がどこまで続していくのか、ということが問われているのだろうという感じがするわけです。

四、農家の世帯・世代構成と農地流動化の可能性・形態

そういった問題を踏まえた上で、もう少し具体的な問題に入つていきたいと思います。我々農業政策論の方で、今一番の焦点となつておりますのは、なんといってもやはり農地流動化、規模拡大の問題であります。この規模拡大の問題につきまして、かつて農水省及び研究者の多くは、兼業化・土地持ち労働者化をしていけば、そこで農地が貸し借りという形でもって展開していくのではないか。かつてはそうじやなくて労働力の流出から舉家離農、そして農地の売

却という形でもって農地が移動するのではないかと考えられていたのが、必ずしもそう行かなくなつて兼業化という形で農地移動が展開する、そうなつてくると、兼業化ということ自体の中から農地流動化の誘因が出てくるのではないかと、そういう話が五年前まで主流を占めて來たし、農業白書等々、あるいは折々出される農政審報告などを取つてみても、土地持ち労働者化ということが第一の要因として挙げられて來たわけです。しかし最近では明らかに土地持ち労働者化したからといって、そう簡単に農地を人に貸すものではないということが、かなり広範な認識になつて來たのではないだろか。むしろ高齢化、なかんずく高齢一世帯化していくことが農地が流動化していく最大のポイントではないかという認識がどんどん増えて来ましたし、最近の農政審報告とか農業白書等々を見ても、そういう認識は大分浸透してきたことがあるわけです。その際に、ではのっぺらぼうに高齢者化・一世代世帯化が農地の流動化につながつてくるのか、あるいはまた、農地の流動化といつても、作業受委託という形と賃貸借という形とあるいはまた売買という形があるという中で、その辺は一体どうなつてくるのかという問題があるわけです。御承知のように東日本では比較的作業受委託が多くて、西日本では賃貸借が多いという実態があるのですけれども、特に東北で作業受委託が多いということを説明する上で、何人の方は、東北の作業労賃が安いから受委託で済ましてしまう、そういう経済的な要因から説明されるわけですけれども、私はそれは非常におかしなことだと思っているわけです。一つの要因だけでも、決定的な要因ではないだろう、というのは東北では同時に小作料も高いわけですから、作業労賃が安いという意味では確かに受委託で行

くということはあるでしょうが、他方で小作料がべらぼうに高いという意味では貸しても悪くないんじゃないかということも当然あるわけです。そういうふうに言いますと、いや、作業受委託でもって作業労賃を差し引いた後の、委託者に残る所得と、小作料所得とを比較してみると、これは作業委託者の所得の方がはるかに高い。だから、東北では作業受委託にいくんだ。そういう話もあるわけですが、小作料より作業労賃を差し引いた後の委託者所得の方が高いというのは全国普遍的な現象で、何も東北だけに限った現象ではないわけです。ですからそういう要因から東北では貸借ではなく作業受委託が盛んになるというのは到底説明がつかないだろう。例えば北陸では作業受委託と賃貸借と両方多いわけで、二者択一でもって議論していくとやはり説明がつかなくなってくることがあるわけです。

表1を見れば一目瞭然であります。三世代世帯以上の比率が高いところでは基本的にやはり作業受委託が多い。それからまた、高齢一世代世帯、すなわち一世代世帯でかつそのうちの片方が六十歳以上の方、そういう高齢一世代化した率の高い所ではやはり賃貸借が非常に多いということが言えるわけです。たしかに違うところが北陸でございます。これはまあ両方とも高い。北陸のような所では確かに長い間の自営兼業等々の中でもって、兼業という要因が確かに貸借に結び付いていることが一面ではあるだろう。兼業化要因を全くゼロだというふうに否定するわけにはいかない。そういうものとして北陸は位置付けられるわけです。例えば東海などは非常に賃貸借進んでいます。にもかかわらず統計上現われてこないのは、今村さんなどはやみ小作が沢山あるからだということをまだお

つしゃっていますが、そうではなくて、東海は明らかに三世代世帯が多い中ではむしろ作業受委託に流れやすい、そういう地域であると考えた方がいいだろうと思います。

そこで問題は、そうなってくると高齢一世代家族のところでもって賃貸借が盛んになってくるということは、言い換えれば、この賃貸借というのは実は耕作放棄と紙一重のものである。たまたま担い手農家がいたからそこでは賃貸借に行つたけれども、担い手がいないところでは耕作放棄になっちゃう、そういうぎりぎりのところに日本の農業は置かれていると言えるのではないかと思います。最近皆様方はお気づきだと思いますが、かつては貸し手がないということが農地の流動化が進まない最大の要因であって何とかして貸し手を作るということに政策の重点が置かれていたわけです。貸し手側にお金を渡すとか、あるいは農村工業導入で貸し手の労働条件をよくするとか、そういうことを色々考えて来たわけですが、現在は貸し手がいないことではなくて、むしろ借り手がいないことが流動化が進まない最大の要因であるという地域が非常に増えて来ているわけです。もととひどいのになってしまいますと、利用権を設定して借りてみたのだが健康を害しちゃつたので返したいと言つたけれども、相手の方は引き取ってくれない、どうしましようかという例もある。かつての日本の小作問題というのは、貸した農地を返してくれないから困ったわけですけど、最近は借りた農地を引き取ってくれないから困ったという、やや極端な言い方をすればそういうふうに問題の局面が変わつて来ているだろうという気がするわけです。

そこで問題は、私などはつい最近までは零細農家を守れ、兼業農家を守れ、農地の流動化は貧農切り捨て政策であつてけしからんと

表1 世代構成・高齢者比率・農地利用

(单位 %)

		一世代 世帯率	うち高 齢一世 代世帯 率	三世代 世帯率	65歳以 上の農 家人口 割合	65歳以 上の農 業就業 人口割 合	常勤的 日兼農 家率	借入農 家率	貸付農 家率	水稻作 業請負 わせ農 家率	不作付 地経営 耕
北海道	北	18.2	10.5	49.1	17.3	18.4	6.7	18.3	4.8	8.6	0.1
東北	青森	8.5	4.1	58.6	14.1	19.0	31.2	10.0	7.1	26.8	2.5
	岩手	11.1	4.8	58.3	16.1	25.6	38.7	12.5	9.2	32.2	2.1
	宮城	7.0	3.7	67.1	15.6	20.8	47.9	11.7	6.7	38.9	3.6
	秋田	8.2	3.2	63.3	15.2	20.9	41.2	11.8	5.4	44.1	1.7
	山形	4.7	2.4	70.3	16.2	20.8	38.2	19.1	11.1	40.2	2.0
	福島	7.5	3.1	64.7	15.9	23.2	43.9	18.9	14.3	34.7	4.0
	新潟	9.3	4.9	63.3	16.9	28.2	53.8	26.4	14.9	41.0	2.2
北陸	富山	7.0	4.3	69.9	16.4	39.2	73.9	18.7	10.3	44.1	1.8
	石川	11.8	6.8	61.8	16.8	38.9	66.7	28.1	16.4	47.1	3.1
	福井	7.7	4.5	65.5	16.6	42.5	73.8	25.2	15.4	53.4	1.6
	滋賀	7.7	4.2	62.2	16.0	22.9	47.8	21.7	15.8	30.2	4.6
関東	栃木	6.2	4.0	63.4	15.5	24.0	49.7	21.8	15.0	24.3	3.1
	群馬	8.5	5.2	60.5	17.1	26.9	44.4	18.4	16.4	22.3	4.9
	埼玉	4.3	2.7	61.6	15.9	27.1	52.6	16.5	13.9	18.3	6.6
南関東	千葉	7.2	3.9	63.9	17.2	23.0	46.9	18.9	11.2	19.7	5.4
	東京	8.2	6.0	56.6	18.3	30.5	51.9	7.4	6.9	1.0	9.9
	神奈川	3.8	2.2	62.0	17.6	30.2	53.0	11.0	11.7	9.1	6.9
東山	山梨	15.6	11.6	49.3	19.1	34.7	51.6	14.3	13.0	18.4	5.3
	長野	15.3	10.6	49.9	18.7	35.1	60.8	19.3	18.3	33.5	4.5
東海	静岡	7.7	5.2	66.2	17.7	31.9	54.6	15.4	13.8	15.6	4.1
	愛知	9.5	5.1	61.3	16.7	37.2	76.6	16.5	12.9	42.8	5.0
	三重	6.3	4.1	63.5	16.3	32.1	66.1	15.3	14.7	43.2	5.7
	三重	9.8	6.7	59.6	17.4	36.6	68.4	14.9	10.6	28.0	4.1
近畿	滋賀	8.5	4.9	60.1	15.5	33.5	79.8	27.7	17.3	29.9	2.5
	京都	13.9	8.7	52.5	19.2	38.7	63.2	25.4	17.2	29.0	4.1
	大阪	7.2	5.5	56.8	17.0	30.0	71.2	9.5	6.6	9.7	5.5
	兵庫	12.4	8.3	58.0	17.4	36.4	72.5	15.8	10.1	30.6	4.3
	奈良	7.9	4.9	63.3	17.4	29.2	65.1	15.0	9.6	11.7	8.2
	和歌山	15.5	10.8	52.6	18.7	28.0	45.1	11.9	7.8	8.7	2.2
	鳥取	12.5	7.2	58.0	17.9	36.4	55.3	21.1	17.2	36.9	3.4
山陰	島根	16.5	10.5	56.8	19.3	37.8	60.8	22.5	14.0	21.8	4.8
	山口	28.0	11.5	49.8	20.0	40.9	64.6	17.7	12.5	18.6	5.7
山陽	広島	24.7	17.7	44.4	21.4	43.7	64.2	14.8	10.0	15.4	5.2
	山口	27.7	19.4	42.2	20.9	40.6	58.9	17.5	10.5	19.7	3.2
	福岡	16.5	10.2	54.1	18.1	31.0	47.7	11.3	8.5	13.7	3.8
四国	香川	12.7	8.5	58.2	18.3	36.3	62.9	12.6	8.2	12.9	5.4
	愛媛	20.7	13.1	45.0	19.6	32.0	46.7	15.7	10.8	18.1	2.2
	高知	25.4	17.5	38.2	20.1	30.7	35.8	22.3	17.2	13.0	3.2
	徳島	11.2	7.5	54.9	17.0	27.9	56.8	15.1	9.2	23.6	4.7
九州	佐賀	8.0	5.0	61.4	15.6	23.9	48.0	18.9	9.9	25.0	2.2
	長崎	13.0	7.5	50.1	15.7	23.9	40.5	22.2	13.9	5.7	4.9
	熊本	13.3	6.8	54.8	16.4	20.5	36.7	24.9	16.2	14.0	2.9
	大分	20.5	12.6	46.2	19.0	30.4	49.0	19.3	13.8	22.4	3.9
	宮崎	19.9	11.1	42.5	16.7	23.8	34.8	19.0	16.7	39.3	3.5
沖縄	鹿児島	34.2	22.3	21.3	19.8	31.1	35.6	21.5	15.5	26.6	3.0
	沖縄	16.9	11.9	29.1	15.7	27.9	35.0	32.4	10.2	-	2.7
総計		12.9	7.8	55.9	17.3	29.1	52.4	18.1	12.5	26.4	3.1

いう論陣を張つて来たわけですが、どうやら事態はもう変わって来ているのではないかという印象を非常に強く受けるわけです。いわば高齢化、一世代化していくなかで、いかにして農地を荒らさずに保全をしていくかという意味では賃貸借ということは非常に大きな課題であると言えるでしょうし、東北、北陸、東海の農村について言うならば、賃貸借なんてことで騒がずに、むしろ作業受委託の体制をどうやって作っていくのか、そしてそういう作業受委託から賃貸借へという流れをどうやって作っていくか。さらにまた、賃貸借の規範をそこでどうやって形成していくか、そういうことが農政の大きな課題になって来たのではないかという感じがするわけです。

五、日本は單一「民族」か複合「民族」か

ここで閑話休題ということで、少し遊びながら考えていただきたいと思うのですが、日本人は果して單一民族かそれとも複合民族なのかという問題であります。ここでよく言われていることは、東日本といふのは三世代家族であって、むらよりもいえが強くて分家よりも本家が強い。女よりも男が強い、そしてこれは少し脈絡が違うのですが、生産手段的所有意識というのが強いということが言われているわけです。で、西日本というのは、一世代世帯化というか単婚家庭化していくのでしょうか、それからいえよりもむらの方が強い。本家と分家の関係はフラットである、男と女の関係も比較的フラットである。そして資産保有的な意識が強い。こんなことがまあシユーマッティッシュおそらくいろんな方の社会学の本に書いてあるのではないかと思いますが、そういう問題をどのように考えるかということになります。

ここで私流に言いますと、東というのは東北・関東・北陸・東海、それから近畿のうち滋賀・京都の北部を含み、それから佐賀などをふくみます。西日本は近畿の大半と東山・中四国・九州。九州はかなりの地方が抜けてきます。本分家間の交際、食文化、婚姻圈、言語等々、色々な形で東と西とでは大きく分かれているのではないかということは、おそらく社会学や人類学でよく言われていることではないかと思います。

こういう報告を承りましたので、一二ちょっと本を読んでみましたが、問題となっているいえの成立ということについては、もう通説になっているのでしょうかどうでしようか、古代から中世にかけての東国の大団が東国開発の過程で極めて強固な労働力編成をとつていて、そのなかでもつてこういう直系家族制というか、いえといふものが生まれてきたのだ。かれらが地頭などの形で西に動いて行つて、西にもこういう考え方を植付けた。しかし西日本には独自の社会構造があるために、色々な妥協的な形が出来た。蒲生正男さんや大林太良さんなど多くの方は大体この辺で落ち着いているのかなという感じがするわけです。ただこの説は本当に正しいのかなということを皆様に教えていただきたいと思うわけです。古代末から中世という短い期間に、いえのような強固な制度が形成されるのかどうか、いわんやそれが地頭とともに他の地域に移しかえられていののかどうか、また移しかえられたものがまたとも簡単に消えてしまうということがあるのでどうかということを考えると、この説はかなり牽強付会的じやないかというふうに思うのですが、いかがでしょうか。

世帯員構成が東北と東山と山陽についてでています。結論から言いますと三十五年当時は東北では六人家族、東山と山陽では五人家族のところがピークになってくるわけです。五人か六人かの違いというのは二世代か三世代かと分ける微妙なところであります。とは言つても三十五年当時でも東北と東山・山陽とは世帯員数で言えば決定的な差ではなかったわけです。これが昭和六十年になつてきますと、東北は依然として六人世帯がピークをなしているわけですが、東山、なかんずく山陽、山陽あたりでは二人世帯が一番の山をなしていくという形であるわけです。西日本地域において家族員数がどんどん少なくなつていく、一世代世帯化が進んでいくわけです。ということは、今までいろんな本を読んでいますと、ずっと昔から、西日本は単婚家族的で東日本は三世代家族的だということをおっしゃつていらっしゃるけれども、それは本当に実証的な研究としてそくなんだろうかということが疑問になつて参ります。社会がそういう体質をもつていても、具体的な現象として現われてくるのはごく最近の、高度成長期における現象としてではないかという感じが致します。長野は西日本だという方は余りいらっしゃいませんし、言語の分布からすると東日本に入りますが、家族減少から見ると明らかに現在は西日本だと言つていいと思います。そういうことを踏まえてみると、意外とこれは新しい現象ではないかと考えるわけです。なぜこんなことを申し上げるかというと、先ほどの三世代家族の問題、農地流動化の問題にからんでくるわけです。

そうなつてくると「いえ」とか「むら」というものは一体何なのかと考えていきますと、結論的に申しまして、私はやはりこれは水田社会に特有の存在ではないかとみています。色々な上部構造の

話は抜きにしまして、これはごく静態的な話ですが、例えば水田農業の生産物であるお米、これは貯蔵が可能であり、御承知のように稻武の古橋家などに行きますと、何百年間もとつておいてある糲までが残つていて、一朝事あらばそれまで使うということさえ可能である。お米はもう一方で飯米にも使うことが出来る。第三に貨幣機能も行なうことが出来る（貨幣には色々なものが使われてきましたからこれはちょっと危ないですが）。

しかしながら一番のポイントは、おそらく縄文後期あたりから、もしも比べることが出来るなら世界で最高の生産力を持つていたのが日本の水田農業である。そういう意味で土地当たりの世界で最高の人口扶養力を持っているということがある。と同時に、数千年来これは連作可能でありまして、同時に保有水田は非割り替え的である。従つてこれは定着してきますし、土地なり土地保有は極めて固定的であるということから考えていきますと、所有としての蓄積が可能なのが水稻連作という農業形態であり、水田という地目ではないだろかという感じがするわけです。そういう連綿として蓄積が可能である、そういう水田の経営継承をする形式がいわば「いえ」という形である。言い換えれば「いえ」とは後継ぎを予約する機構、制度であるという感じがするわけです。そうなつてきますとそういう「いえ」の空間的・時間的連合としての「むら」というものが考えられてくるということです。よく「むら」というのは、いわば土地の総有ということが根底にあるようなお考えがあるような感じもしないでないですが、「むら」といいますのはそういう観点からしますと水田地力を維持していくための基礎単位でありまして、これは内圃を所有する共同体ではない、あくまでも地力維持のための外園を

所有する共同体が「むら」ではないか。それは当然、課税対象がつぶれてしまっては困るので、課税対象としての土地単位ではあるし課税の責任単位ではある。そういう自然と社会の責任の基礎単位ではあるけれども、どう頑張ってみても土地所有の単位ではない。あくまでも農地は本百姓の個別所有、領主と名請人の関係として存在していたのであると私は理解しているわけです。

むらというのは畑作地帯にはないという感じがするわけです

六、現代直系（制）家族と戦後農地所有（権）

(一) 戰後農地所有といえ

と申しますのは、私は相川さんなどと一緒に鹿児島の南薩の畠地帯を調査したわけですが、南薩畠地帯では農地価格は反単位でなくて畠単位である。畠単位というのは、桟の労働で一日に耕していいける、その単位が畠であるといふところから、今もって彼らは畠もって計算をしています。でありますから、かつてこれだけ地価が高騰するまでは、南薩の地価というのは大体一年分の粗収益に相当する。要するに一年分の労働で買えるものが土地である。言い換えますと桟の労働でもって土地を確保していく占有段階にあると言えるわけです。でありますから、一応労働が単位となつておりますので、そこでは労働を単位とする均分相続が行なわれてくる。經營はいつまでたつても一代限りの經營であり、所有は一代限りの所有である。いえとしての蓄積、繼承の可能性はない。そこはまあ、貯蔵可能性があり、世界最大の人口扶養力を持つてゐる水田という地目との大きな違いであるわけです。御承知のように鹿児島に行きますと、明治何年にこのむらを作ったとか、そういうことを平氣でおっしゃるわけです。それから南薩だけでなく宮崎県内の旧薩摩藩領で調査をしていましたら、部落が二つに分かれるという所がある。両方が喧嘩しそしょうがないから部落を二つに分けてしまつた。要するに人間の集団が暮らであつて、先ほど申しました水田のような農地の集団としての

形でもって世帯主義をとつてゐるわけです。農地改革についても世帯の所有としてやつていく。従つて親子で分けるなどというのは違反であるということでもってやつたわけにして、要するにおやじさんが持つていようとおばあさんが持つていようと奥さんが持つていようと、その所有は経営主の所有と身做すという形をとつてきているわけです。世帯内部の、世帯員間の相互の権利関係には立ち入らない、というのが農地法の原点であるわけです。農地法の解説者は、これは家族経営体だから世帯を単位に考えるという解説をしていますが、私はこれはやはり間違いだらうと思います。家族経営はみんな世帯主義をとるのかというと、世界の農地所有を見てもそうはないのではないか。これまで、これはやはり三世代家族、直系制家族に固有の経営体において世帯という単位が問われてきた、というふうに考えた方がいいのではないか。父と子の関係であつて独立した人格

同志の関係ではない。まさに、なぜ農地改革なり農地法が世帯主義をとったのかというと、それは民法があろうとなかろうと、直系家族が連綿として続いてきたから、そういう実態に即してそういう所有をしなければならなかつたろうということがあろうかと思います。

では、あいいう家督制度であるとか家長制度であるとかいう規範なり制度が、戦後改革の過程で、新民法によって崩れたもとでも、何故農家だけが依然として、最初に御紹介しましたように三分の二の農家が、直系家族と言わなくともいいですけれども、少なくとも直系制家族を、あるいは三世代家族を保持し得たのか。要するに農家だけの固有の現象であるのは何故かというと、それはやはりいえ的な農地所有がそこにあったからこそ、戦後連綿として三世代家族といふことが続いたんだろうという感じを受けたわけです。ここのこところはごまかしでありまして、じゃあどっちが卵でどっちが鶏かと質問されると私は困るのですが、それはあらかじめ封じておきました、そういうふうに考えるわけです。

(二) 農地の四重の性格

そうなってきますと、前回御講論されたようですが、農地といふのはもともと農家にとって生産手段でもあれば、飯米を確保するという生活手段でもあるし、また資本主義社会である限りは生産手段は誰かが所有しているのですから私有財産である。それから、先祖から連綿として続いてきた、いえの財産、家産でもあるということで、いわばこの四つの性格はいつも持っているのであって、どれかが強くなるということはあっても四つの性格があるのであって、このなかのどれかで割り切ろうというそもそもが間違いであるだろう

という感じがするわけです。

さてそこで一つの問題は、こういう現象があるわけですから、先ほど申しましたように東日本では三世代家族が非常に多い、西日本ではむしろ単婚家族なり一世代世帯が増えてきて、こういう現象があるということは、どなたもお認めになることだと思いますが、では、一体生産手段としての側面を強くみる意識と、それからいえの財産なり資産としての農地所有を強く見る意識とは、地域的にはどういう分布をしているのかという問題があるわけです。私はそういう調査をいろいろやって歩いておりますが、八郎潟の大潟村のある農家に質問したところ非常にきれいに説明してくれました。そこでは半分は秋田県ですが、半分は全国各地から集めた人間であるわけです。彼が言うには東から来た人間は生産手段として農地を考える。西から来た人間は財産として農地を考えるということはつきりとおっしゃるわけですが、おそらくそういう問題があるだろう。いわば三世代家族が多くていえが崩れていらない、そういう地域にむしろ生産手段有権という考え方方が強くて、逆にそういう、いえが崩れているとは言いませんが、三世代家族じゃないものが増えている、そういう地域にむしろいえの財産的な意識が強い。こういう現象をどのように解くのかということがもう一つあるうかと思ひます。観念的に言うならばむしろ三世代家族の多いところではむしろいえ的な所有権の考え方方が強いんじゃないかという感じが出て来ますけれども、それが必ずしもそうではないというような現象をどういうふうに考えるのかということがいえると思います。前回の研究会で色々と、最近農業経営が後退して来ているにもかかわらず、直系というか三世代家族といいますか、皆様方のお言葉では一世代夫

婦家族といいますか、そういうものが続していく原理は何かというのでいえのシンボルとしての農地所有、土地所有といいますか、そういうものが基礎になっているのではないかというお考えが出されましたかに感じたわけですが、私としましてはその農業的な側面を取り去って、家産継承だけでもってこの直系家族制ないし三世代家族が続いていくかというと、それは続いていかないだろうと考えています。そんな簡単なものではないというのが、私の考え方である、これはまあ結論だけ申し上げておきます。

(三)

変わらない相続形態

そこでこうすることを考えまして、最近の農業者年金の色々な現象をちょっと見てみたのが表2のところであります。表3は磯辺先生が「日本農業の土地問題」のなかでまとめ直していらっしゃる、昭和三十年代後半の農地相続、生前贈与の話がありますが、あそこから事態がどれだけ変わったかを考えてみると、少なくとも農業者年金に加入するような農家においては事態は少しも変わっていない。よく都市近郊では飛び越し相続であるとか色々な現象が起っている、それがあたかも普遍的な現象であるかのごとに言われておりますが、そんなことは起こっていないないということが言えるかと思いません。あくまでこれは農業者年金に入っている人でありますが、分割相続があつたかなかつたかということで訊けば、圧倒的に分割相続ではないと。逆に言えばこの程度のことば磯辺先生の頃にもあったと言えるかと思います。それから今使用収益権といえども、後継者が全農地を相続するという場合が圧倒的に高いということが言えるかと思います。

表2 農地の分割と農業経営への影響

(単位：%)

相続直前の就業状態	農地の分割の有無		世帯外への分割があった場合、経営耕地の減少割合				経営耕地の減少による経営への影響の有無		
	なかった	あった		9%以下	10~19%	20~49%	50%以上	あった	なかった
		世帯内での分割	世帯外にも分割						
農業が主	85.8	10.0	4.3	2.8	-	1.7	-	-	100.0
農外が主	80.7	6.9	3.5	3.5	-	-	-	-	100.0

(資料) 就業改善課「農家の経営継承と農業者年金に関する調査」(62年4月)

表3 農地の相続割合

(単位：%)

相続直前の就業状態	100 %	80~99 %	50~79 %	50 %未満
農業が主	85.8	4.3	8.6	1.5
農外が主	89.7	5.2	5.2	-

(注) 遺産分割を行っていないという回答も若干あったが集計からは除外した

表4の中に処分方法別農地等処分面積というのがあります。自作地の所有権移転というのは、生前贈与のことあります。そうやって見ていきますと、昭和六十年でさえも、生前贈与の形が二万五千ヘクタール、使用貸借の形が六万九千ヘクタールであって、これはほとんど動いていない。けつこう生前贈与という形も現実に存在している。五十一年をとったのは、この年から年金の具体的な支給が始まつたということと、このときから使用貸借という形がみとめられている、そういう意味で起点にしているわけですが、これ以前の数字をとってみても、意外とこんなところだと思いません。自作地の無償収益権移転は、磯辺先生などの推測では減っていくのではないかということでしたら、むしろ五十一年から増えて来て、これがまた生前贈与の特例措置ができたということもございますし、それから農業者年金が出来たということもございますが、そうした色々な制度の変更の中で一時増えて、六十年の五万二千ヘクタールという数字もかつての数字よりは高いといえるわけです。

使用収益権の設定をなぜしたのかという点については、経営委議するところ家族の内部で地位が低下するとか、老後が心配だということもありますが、それ以上に生前一括贈与は手続きが大変なのでやらなかつたということがけつこうあるわけです。

色々なことを申しましたが、相続については、三世代家族と農地所有権という形のなかで、それを媒介していくところの相続というかたちも意外と変わっていないということと、皆様御心配される以上に、三世代家族と農地所有権との間の連結は、農業を媒介として強いのだと言いたい、そのための一例であるとうけれどもいただきたい。ただ問題は、農業者年金の場合は主としてやはり農業をやつ

表4 処分方法別農地等処分面積(後継者移譲、新規裁定者)

(単位: ha)

年度	総 数	自 作 地			小作地使 用収益権 移転	その他の 参考	自作地無 償所得権 移転	農地法によ る使用貸借 による権利 の設定
		計	所得権 移 転	使用収益 権設 定				
51	25,699	25,314	24,656	658	284	101	71,048	4,361
52	54,208	53,308	24,910	28,398	731	169	71,782	36,951
53	67,706	66,293	26,373	39,919	1,166	247	67,322	44,952
54	69,352	67,835	23,893	43,942	1,281	236	66,581	51,606
55	76,926	75,131	26,306	48,825	1,519	276	65,026	57,900
56	85,324	83,023	25,135	57,888	1,861	440	59,249	56,171
57	74,371	72,267	22,249	50,018	1,623	481	57,139	57,731
58	82,126	79,661	24,333	55,328	1,895	570	54,538	61,112
59	89,480	86,607	24,654	61,953	2,303	570	55,006	69,008
60	101,473	97,960	27,017	70,943	2,796	717	52,780	74,148
61	97,540	93,755	24,973	68,782	2,846	939	-	-
計	824,205 (100.0)	801,154 (97.2)	274,499 (33.3)	526,654 (63.9)	18,305 (2.2)	4,746 (0.6)		

(注) 1. 昭和56年度以前の数値は、57年度末時点において再集計したものである。

2. 処分農地等は、基準日以降に取得若しくは返還を受けた農地等を含む。

ただし、生産法人持分は含まれない。

(資料) 農業者年金基金業務統計、農林水産省「農地移動実態調査」

ている方の、世帯主が少なくとも農業をやっている方の問題でありますから、世帯主が兼業の場合一体どうなってくるのかということは確かにこの調査からはわかりません。兼業農家の方ではとうとうと均分相続が進んでいるという調査結果が出れば、私の説は揺らぐわけですが、そういうことはやはり一つのテーマかなという感じがするわけです。

(四) 女性に集中する「いえ」と個人の矛盾

しかしながら、戦後民主主義の中で、「三世代家族」「いえ」所有から人間が自立してくる。そのなかでもって「いえ」所有と個人との矛盾が、女性に一番出てくるわけであります。何年か前の土地法学会で、今総研にいらっしゃる島本さんが御報告されたところ、女性の弁護士さんから質問がありました。こういう事例がある。亭主はずっと勤めに出ていて、奥さんが日々と田を耕して來たがある日突然就労する場まで失ってしまった。一体この奥さんは耕作権があるのでないかというのが彼女の主旨であります。島本さんはまだ役所のパリパリのお役人でしたので、農地法は世帯内の問題には立ち入らない法律になつていて。従つて家族内で解決するか調停するか、その辺で解決して下さい。いずれにせよこれは法律にないまない問題であると言つて逃げたわけですが、やはりそういう問題があるということ、「いえ」所有と個人との間の大きな矛盾の接点として出て来ているわけであります。現実に農業をする人間が、「いえ」の農地の所有にどのように加わるのかという問題はやはりあるのではないかという感じがするわけです。

それから皆様御承知のように、農業者年金の制度では、世帯主が

死んだ場合、奥さんが農業者年金を継承出来るかということは無理なわけですね。年金制度というのはあくまで西歐的な発想でもって、個人を単位として仕組まれておりますから、個人の権利が夫婦間で移動する、いえの中でもって移動するということは、西歐的な感覚からいくと有り得ないということになるわけです。とはいながらも、御承知のように、「働く農民に年金を」というスローガンから言えば、むしろ今や勧いているのは女性の方であつて、亭主の方は単にたまたま、農地所有権を、所得名義を持つてゐるに過ぎない。農地法でさえ、その所有は単なる名義であつて、いわばいえ全体が所有しているという形をとつてゐる。そういうなかでもつて、しかしながらこういう制度を仕組んでいくとこういう問題が起つて来るやうなことがあるわけです。

七、直系制家族の諸問題と変革の課題

最後に、今日連綿と色々なことを申しましたが、現代の様々な農業経営の問題、あるいは、農家の家族の問題を考えていく上では、やはり、直系制家族、あるいは実体としての三世代家族が存続していく。このことを私はプラスイメージで考えています。その存続は日本にとっていいことであると結論的に考えています。とりあえずそこで家族員の個の自立ということが如何に出来るのか、そういう統一と矛盾の中に現在の農村家族というものは置かれているのだろうという感じがするわけです。で、そこから数々の実践的な問題が出てくるわけであります。

その端的な現われの一つが、お嫁さんの問題であります。御承知のようにこの問題は、決して農家家族だけの問題ではございません

で、同居する家族、それから自営業を営んでいる家族には共通の問題であるわけです。そうすると現下の嫁問題については色々なことが言われており、またフィリピンから連れてくるとか、色々なことが行なわれているわけですが、私は現在の嫁問題というのはごく単純な問題であって、それはまあ農業が儲らないということが根底にあります、やはり三世代家族におけるけじめがついていない。三世代家族と個人との関係の調整が付いていないというところに問題の全ての原因があると押さえているわけです。神奈川のある生活改良普及委員の方が、都市の団地の奥さん方はみんな市民農園で「農業」に熱心なのに、神奈川の専業農家に来た若いお嫁さんたちは家の農業を全然手伝わないのを見て、「何故あなたたちはせっかく農家に来たのに家の農業をやらないのか」という質問をしたわけです、そうしたら彼女達の答えはこういうことだったということです。確かに農家に嫁に来ただし、自分は農業をやってもいいと思っていました。しかしおじいちゃんおばあちゃんが働いている姿を見ると、朝早くから夜遅くまでどろまみれになってとにかく働きづくめだ。あの姿を見ても、もし私がそこで同情心を起こしてちょっとでも手を出したならば、それは次から次へと用事を頼まれて、結局若いうちは子育てに専念しよう、夫婦の生活を楽しもうと思っていたのも結構だめになっちゃうということがあるので、これはもうオール・オーナッキングだ。手伝うか一切手伝わいかどうちかだ。私どもは手伝わない方をとるなどという話であります。また聞きですのでここまで本当か分かりませんが、そういう問題がやはり確かにあるのだろうということです。

さらにもう一つ問題が出て参りまして、それは言うまでもなく収

入のけじめがついていないことなのです。団地の奥さんははつきり言ってホビーでやってるんだ。我々がやるとすればホビーじゃなくて職業としてやるんだ。職業としていくらやったとしても農協の口座はおじいちゃんおばあちゃん口座になっているのであって、自分達にお金は回ってこない」とが二つの問題だろう。

三点目の問題として、前の前の前の日本農業新聞の連載小説があって、ある都市近郊の農家の話です。長男は大学を出てデパートの係長ぐらいになったが、浮氣をしたりしてどうしようもなくなつてどつかへ出て行ってしまう。やはり勤めている次男が今のところ家を継ぐかどうかというところである。彼がたまたまつきあい出したのが、図書館に勤めている司書の女の子で、これも農家の出であるという話で、いよいよデートした末に家に連れて来て両親に会わせるというところに小説は行くわけですが、そこで彼女が一番最初に言つたことは、要するに家の相続のけじめをつけて下さい、つけてくれたら私は嫁に来ますということを言つた。これを聞いたおばあちゃんの方は「冗談じゃない、この家に嫁に来る前に家の相続の問題にまで口を出すとはとんでもない女で、こんなのは来て欲しくない、帰ってくれ」と言つて怒るわけですが、おじいちゃんの方は脳溢血で倒れちゃつたということもあり、それから世間様が見えるということがあつて、「その話はよくわかった。うち長男との間で色々な問題があり得るけれども、その解決をある程度つけたうえであなたを迎えましょ」ということでもってめでたしめでたしとなるわけですが、申し上げたかったのは三世代家族における労働時間のけじめの問題、収入のけじめの問題、相続のけじめの問題、こういう三世代家族であるが故にずるずるといつちゃうような問題のき

ちんとした解決、言い換えれば個人の自立ということが三世代家族の中に無ければ、いつまでたっても嫁問題は解消されないだろうということを申し上げたかった次第です。

それから一番目の実践的な問題は高齢者問題であります。現在私は一重の意味で高齢者問題が出来て来ているのだろうという感じで見ております。一つは言うまでもなく、高齢者だけが取り残されてしまった、そういう西日本的な高齢者問題が確かにあります。と同時にもう一つ、三世代世帯の中における高齢者問題というのが、それ以上に深刻な問題としている。この問題について詳しい小山智士さんが書かれた本の中では、西日本の高齢者と東日本の高齢者どちらが明るい顔をしているかというと、それは西日本の高齢者の方である。家族関係から言うなら恵まれていない、取り残されたままの高齢者の方がむしろ自立しているし明るい。逆に三世代家族の中に入っている高齢者の方が自立心が無いし暗いというような問題があるわけです。最近のデーターは知りませんが、かつてから農村と都市では農村の方が自殺率が高いということと、東日本と西日本では、きっとと実証的なデーターがあるかどうかは知りませんが、色々な事例で聞く限りでは東日本の高齢者の方が自殺率が高いということがおそらくあらうかと思います。そういう問題から考えていきますと、高齢者問題ということは単に高齢者が取り残されたということと高齢者問題なのかと思つていると間違う可能性が非常に強いということがあらうかと思います。

そういうことで考えていきますと、今の実践的な問題としまして農地の流動化等も確かにあるわけですが、私は同時に主婦農業です

とか、高齢農業を振興していくというような地域農業振興の課題があるだらう、いわば高齢者をヨイショしていく仕掛けが必要ではないかと考えているわけです。

今日全体として申し上げたことは、いわば問題は「いえ」の変革か「いえ」の内部の変革かという問題で考えていくならば、私はやはり依然として問われているのは「いえ」の内部変革の問題であるし、またそういう問題として前向きに解決していく可能性はあるだろう。もしもそれを解決していくならば、そして食管制度を守ることが出来るなら、日本の水田農業は安泰でありますし、いえもむらも安泰であらうということを申し上げて終わりにさせていただきたいと思います。

